

SOLAS 条約第 II-1 章改正に関する事項

改正規則等

鋼船規則 C 編，CS 編及び D 編
鋼船規則検査要領 D 編
(日本籍船舶用)

改正理由

IMO において 10 年以上にわたって実施されてきた SOLAS 条約第 II-1 章の損傷時復原性要件の調和作業の結果，2005 年 5 月に開催された IMO 第 80 回海上安全委員会（MSC80）において，主として損傷時復原性に関わる要件を改める SOLAS 条約第 II-1 章の改正が決議 MSC.194(80)として採択された。改正された要件は，2009 年 1 月 1 日に発効することとなっている。

今回の SOLAS 条約第 II-1 章の改正では，主として損傷時復原性に関わる要件の改正が行われているが，外板を貫通する可動部の取り付け及び取り外し可能とする丸窓の内蓋に関する規定等の改正も併せて行われている。

今般，決議 MSC.194(80)に基づき，関連規定を改めた。なお，条約が適用されない船舶に対する要件については，国内法整備に整合させて，別途必要な改正を行う予定としている。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 外板を貫通する可動部は，浸水の影響を最小限にするために，容積の小さい水密区画に取付ける旨を追記した。
- (2) 丸窓の内蓋を取り外し可能なものとする場合の要件を追記した。